

教員の自分らしさ・やりたいこと応援通信

わだち



edu-supply.com



発行者 秋葉 典之
教員の自分らしさ・やりたいこと応援通信
国家資格キャリアコンサルタント
学校リスク管理士

今回の特集 六十五歳定年延長と役職定年に向けての準備

夏休み前の課題整理も終わり、ほっと息をつきたいところですが、夏休みもいよいよ終わりに近づき、夏休み明けの授業準備も始まっています。夏休み明けの授業準備も始まっています。夏休み明けの授業準備も始まっています。

六十歳を過ぎてからの働き方 教員の四つの働き方

働き方、その前に、お話を伺う。働き方、その前に、お話を伺う。働き方、その前に、お話を伺う。

お知らせ

自分の知識（専門分野）スキル（校務としての経験）コンピテンシー（行動特性、人間性）を「見える化」しませんか。自分がやってきたことを言葉にして整理をしていきましょう。私にそのお手伝いをさせていただけませんか。やってみましょう。私にそのお手伝いをさせていただけませんか。やってみましょう。

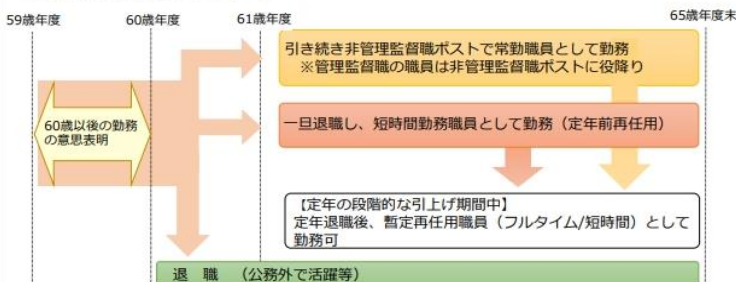


六十歳定年延長と役職定年に向けての準備。六十歳定年延長と役職定年に向けての準備。六十歳定年延長と役職定年に向けての準備。

令和5年度から次のように変わります。

- 定年の段階的引上げ 定年年齢を2年に1歳ずつ引上げ（令和5年度：61歳 → 令和13年度：65歳）
- 役職定年制 60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職ポストに降任等（役降り）
- 60歳に達した職員の給与 61歳に達する年度から基本給は7割支給
- 退職手当 60歳以後定年前に退職した者は、定年退職と同様に、退職手当を算定
- 定年前再任用短時間勤務制 60歳に達した日以後、定年前退職者を短時間勤務ポストに再任用

<60歳以降の勤務選択フローチャート>



もう一度おさらい「六五歳定年延長」

六十歳定年延長と役職定年に向けての準備。六十歳定年延長と役職定年に向けての準備。六十歳定年延長と役職定年に向けての準備。

自分の強みはこれまでできてきた仕事の中にある

自分の強みはこれまでできてきた仕事の中にある。自分の強みはこれまでできてきた仕事の中にある。自分の強みはこれまでできてきた仕事の中にある。

令和五年四月に「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和三年法律第六一号）が施行され、六〇歳を境に適用される制度が、次のように大きく変わりました。

- ① 令和五年四月から二年に一歳ずつ定年を引き上げ（令和五年四月の定年年齢は原則六一歳）、令和十三年四月に六五歳
- ② 六〇歳に達した管理監督職の職員は管理監督職以外の官職に降任等をする管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）を導入
- ③ 六〇歳超職員給与水準が当分の間六〇歳時点の七割水準
- ④ 六〇歳以降定年前に退職する場合であっても定年退職と同様に退職手当を算定
- ⑤ 定年前の六〇歳以降の職員が一旦退職した上で短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制等を導入

国家公務員の60歳以降の働き方について、概要より
令和六年度一月人事院給与局
内閣官房内閣人事局



田原祐子著 かんき出版